解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日開催の責任役員会の決議により平成二十五年三月四日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

愛知県岡崎市冨尾町字途茂一九番地
宗教法人法性寺
清算人　杉浦　正志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十三日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

和歌山県新宮市新宮七六九四番地
財団法人天理教南海大教会維持財団
代表清算人　山田清太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十七日開催の通常総会の決議により平成二十五年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

和歌山県和歌山市七番丁二三番地和歌山市役所内
社団法人和歌山市友会
代表清算人　秦野　正彦
代表清算人　井邉　祐二
代表清算人　小倉　常男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十七日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

島根県隠岐郡隠岐の島町都万一六〇二番地
社団法人釜屋改進社
三四
代表清算人　西山　哲男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

広島県庄原市東城町粟田三五七三番地
財団法人帝京広島健康福祉振興会
代表清算人　冲永惠津子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

千葉県南房総市竹内一八〇番地
財団法人白鳩保育園
代表清算人　鈴木　洋史

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年五月二十九日長野県教育委員会の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

長野県長野市県町五九三番地
長野県高等学校退職教職員互助組合
代表清算人　竹ノ内雍人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

滋賀県草津市大路二丁目一一番地一五号
社団法人滋賀県社会就労事業振興センター
代表清算人　田中　浩藏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月二十八日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

岩手県岩手郡滝沢村大釜字外館一一七番地五
財団法人東林会
清算人　竹花　國夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年六月二十六日新座市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

埼玉県新座市栄二丁目八番九号コーポレーション田中二〇五号
新座市栄・池田土地区画整理組合
代表清算人　並木　茂

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

神奈川県大和市下鶴間一丁目一番一号
財団法人大和市学校建設公社
代表清算人　朽名　勇

解散公告（第三回）

杉山土地改良区は、平成二十五年五月二十日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人杉山土地改良区
代表清算人　片平　政行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

京都府舞鶴市字河原一七三番地の一
社団法人岡田中協和会
代表清算人　富樫　鐵義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月一日

島根県隠岐郡隠岐の島町池田風呂前六四番地一
社団法人池田共栄社
清算人　渡部　國彦

第68期決算公告

平成25年7月1日　東京都中央区月島四丁目12番5号
日本建設工業株式会社
代表取締役社長　秋友　典夫

貸借対照表の要旨　（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,444,568	流動負債	3,662,219
固定資産	4,683,074	固定負債	2,049,910
		株主資本	8,385,190
		（資本金）	(400,000)
		（資本剰余金）	(145,711)
		（資本準備金）	145,711
		（利益剰余金）	(7,839,478)
		（利益準備金）	100,000
		その他利益剰余金	7,739,478
		評価・換算差額等	30,322
		その他有価証券評価差額金	30,322
資産合計	**14,127,643**	**負債・純資産合計**	**14,127,643**

（注）当期純利益　21,951千円